

られたるに、之は上流なき術がなかつたのであります。然るに前述の如く、會社があまりに頑迷な爲か、或は吾等を侮りたる爲か、吾等の所望たる一平和裡に事を進ぶ事が出来ずして、今日の如き状態に立ち至つたのであります。如斯事態は、勿論善べき現象ではありませんが、事致に至つては吾々の力によつては、如何ともなし得ないのであります。されば吾々は、たゞ此問題の内容に於て許す限り詳細に事の経緯を報じて、以て公正なる批判を仰ぎたいと思ふのであります。

二、庭物倉積から丸本の開店まで

事の起り——七月十日丸三の枋田は突然従業員代表を招致して、従来丸三に於て取扱つてゐた庭物と稱する地小麥の取扱ひについて、荷主——會社や金萬等——から、荷の取扱を變更し、川越の人夫に其荷を取扱はしむる旨の通告があつた事を知らしめて、逃げるやうに大阪へ出立して仕舞つたのであつた。其間の事情に疑を容る點あるに由り丸三の従業員は我野田支部と協力して、調査したる處、意外にも丸三の荷を奪つて従業員を困らせる事に關して、枋田も其協議に集つてゐることが判明したので、直ちに鈴本副主任に面會して、其不當を詰問し、そして其に際する損害五百七十四五十九錢の損害賠償を要求したのであつた。けれども責任者が居ない爲に其交渉は廿三日まで延々になつてゐた。然るに廿三日の午後に至るや、大阪から歸郷した枋田は、右の要求を拒絶すると共に、今度は「十七日の倉積も庭物同様に會社原料部で直接取扱ふことになつたから承知されたい」と通告したのであつた。形勢の不穏なるを見た我野田支部は、廿六日理事會の決定に基づいて丸三に嚴重に交渉したのであります。其結果

一、此後荷主より荷扱方變更申出ありたる時は従業員と相談すること、其場合は野田支部より立會ふこと
二、現在の十七工倉積には漸次排撃して唯五名位を倉積多忙の期間置くにす

と云ふ口約を得て解決したのであつた。然るに其後人夫は一日と増員するばかりで、組合との約束は少しも行はれなかつた。そして廿数名の人夫は忽ちにして四十名を超えてしまつた。然も丸三は、之に對して何等積極的な方策を立てずして、組合との約束に對しても不然として疎闊して顧みないのであつた。

問題の再燃——我野田支部は丸三の無誠意なるに驚いた憤慨するよりも、唯然とした。そこで、前の契約の關係上小泉七三氏を遣はして嚴重に抗議したのであるが、彼枋田は言を左右にして要領を得ず、叩頭百遍唯謝罪するのみであつた。九月四日其報告を得た理事會は、丸三の不誠意極なる其態度に對して糾弾し其反省を求め、以て問題を徹底的に解決することに方針を決定した。かくて問題は以前よりも更に複雑化し、再燃したわけでありました。

丸本運送店の開業——一方川越は、其時までは、單に人夫を紹介してゐたのでありますが、吾々が前述の如く丸三と折衝してゐる中に、益々丸三扱の荷を糺食して、つひに丸本運送店を創設するに至つたのであります。そして、先に我々が報する如く、看板を掲げざる以前から丸本扱の荷が野田驛に山をなす有様で、今や丸本は、丸三に代つて存在せんとしてゐるのであります。

三、丸本運送店は必要なものに非ず

必要は、總てを解決する。別の言葉で言ふならば、新た

であります。然も丸三は、會社との關係に於てかくも密接なるにも不拘、其矛盾した會社の行爲に對して一語の抗議もしないのみか、九月六日の丸本の開業祝賀宴會には、丸本、會社の要人と共に門松掛に於て、同席してドンチャン騒ぎをしてゐるのであります。何と云ふ奇怪だらう？ ところで我々は、此三者が如何なる關係に立つかを闡明しなければならぬ。

四、丸三と丸本と會社の鼎立

丸本は表面上立派な個人經營の運送店であります。従つて、若し其裏面に於てもさうであつたらば、丸三と丸本は、丸三と丸星との關係の如く、はつきりとした商敵敵の立場に立つて競争すべき筈であります。夫が、丸星は創業以來何年かの間必死になつて活躍するも、尙も丸三扱の會社の荷は、小麥一程も奪ひ得なかつたに比べて、丸本が會社も掲げざる前から、會社の荷を丸本宛に送られると云ふ風に易々と會社の荷を奪ひ去る事を見る時は、丸本と丸三と會社の三者間に、何等の關係ない、何人が斷言し得ようか。果して、我野田支部の調査に依れば、丸三は川越に對して、川越が架橋工事を請負ふ際に、其保證金一萬圓を融通したことが稍々確實になつたのであります。吾々を有つたか今直ちに明言し得ないのであるが、其準備中に枋田の枋田屋に於て兩者の會合するあり、そして探更まで密議斯くした事まで聞知してゐます。枋田と川越との關係は斯くの如くであります。會社と丸三の關係は、屢々繰り返した通りで既に明かだと思ひます。そこで残る問題は、丸本と會社が如何に結ばれてゐるかにあります。が要は荷の扱ひにあるので夫が現在の如く、自分の出資してゐる丸三に扱はせしめて丸本に渡してゐる以上、丸本は論ずるまでもなく明々白々たるものと被せると信じます。即ち、會社と丸本の間に、完全に一派の相通するものがあることは、最早否定する事の出来ない、事實であります。かくて、丸三と丸本と會社は完全に相聯絡してゐることが判つた。されば丸三は我野田支部と従業員の死活問題の交渉をしてゐる時にドンチャン騒ぎをやると云ふ呑氣な事をしてゐるわけであります。我々との交渉は、要するに八百長だつたのであります。こゝにまた問題が提出された。即ち三者が相聯絡してする八百長は、其目的が恣意にあるかと云ふこととであります。

五、三者の提携は組合破壊策

大正十四年の七月、丸三は従業員全部を解雇して、丸三委員會を潰滅せしめんとした爲に彼の大事件を惹起したのだらうけれども夫は全然失敗して却つて組合を認めねばならぬ反對の結果が生れたのであつた。だから、普通人であるならば、大に反省する所があつて然るべきなのであります。が、血の廻りの丸三は、今度は其逆の手段によつて組合の破壊を期したのであります。其具體化したるものが、即ち三者の鼎立による荷の扱方變更でありました。若し此策が行はれたならば、幾月の後には丸三の百餘名の従業員がつひに失業の悲運に陥らねばならぬので、然る時は必然に丸三委員會は滅亡するわけでありましたが、之は繰り返して言ふまでもなく、重大問題であります。成程程労働組合を潰して枋田や會社だけは好い氣持になるかも知れぬ、乍爲に百餘名の人々と其家族が明日から途方に暮れねばならぬ事を思はば、如斯は、人道上許されざる罪惡であります。既に現在に於ても金子喜三郎君の如く夜逃げする者が出づるに至つたことを見ても、如何に生活に窮してゐる

一、會社に對し、野田支部と協力して、會社の利益を保護し、野田支部に爲さしむることを要求すること。

二、従業員生活保護を要求したのであります。夫に對して丸三は全部拒絶したのであります。其時議論した結果、わづかに第二項に對しては、更に會社と相談の上確答することにまつたのであります。然るに刻々に至り文書を以て夫をも拒絶されたので已むなく我々は丸三との交渉を打ち切り、會社に對して直接交渉することになつたのであります。そして、十三日午後河口源太郎氏外四名の代表は、會社を訪問して左記の要求を提出したのであります。

一、従来通り會社の荷を丸三に扱はしむること
右の要求に對する回答は、十四日午後並木工場課長より有たのであります。折角であるが希望に添ふことは出来なかつた。と云ふ。三の下に拒絶されたのであります。乍ら、吾等は事の重大なる故を以て、更に會社に對して再考を促したのであります。されど無情なる會社は何等反省する所なく、再び拒絶したのであります。如何に會社が今回の問題に對して冷語であるかは、十二日に我々に對して爲した左記の聲明を見て明かたと思ひます。

一、目下盛んに會社と丸三は勢力圍を拡大して組合と戦はしめると云ふ噂があるが會社はそんなことをしな

三、會社は、丸三を潰して従業員を困らせやうとして殊更に丸三に荷を扱はせぬやうなことをしな。

此聲明は、明かに會社が今回の問題に對して局外的立場に立たんとする努力であつて、實に卑怯な態度であります。會社が數萬言を費して、あまなく天下に聲明するとも、事實は夫よりも、更に雄辯に證明してゐます。丸三を潰さぬと云つても、會社の荷だけ立ててゐる丸三が、其荷を他に奪はれた時、何うして存続するとも出来ませうか。吾々に對しては、會社の其態度は、恰も日に念佛を唱へ乍ら右手に劍を握つて我々の咽喉に突きつけられてゐる思であ

七、罷工の宣言と保留案の復活

かくて問題は、平和な手段によつて解決することの望を失つたのであります。そこで我野田支部は、十五日午後四時急臨時總會を開催して、最後の態度を決し、十六日から同部工を決するに至つたのであります。同時に先般の保留案は、更に

八、我等の態度

今回我々が急にストライキを敢行したることについては、世上幾多の議論を耳にするのであります。幾度か繰り返して述べました通り已むを得ざる自衛手段であつたのであります。吾等は、會社の態度が現在の如く頑迷なる其猛省するまで、飽くまで初志の貫徹の爲に邁進するものであります。

此後、この状態が継続する限り其間に於て如何なる變化があり、そして夫が如何に進退するや、到底豫測し得ないのであります。如何なる事態が發生致しましたか夫は言ふまでもなく、會社と丸三の責任であると信じます。

日本労働總同盟
關東釀造労働組合

野田支部